

藤岡市建設工事請負業者選定要領に係る主観評価運用基準

藤岡市建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第5条に係る主観評価数値（以下「主観数値」という。）は、次の基準によるものとする。

1 主観評価

選定要領及び藤岡市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等により、藤岡市で行なう競争入札に参加できる者の級別格付け審査を行なう際の基準として、経営事項審査結果（客観数値）と併せ、それぞれの業者における企業努力の取組み（完成検査成績評定、優良工事施工業者表彰、緊急時応援、災害時の応援協定、地元優先、藤岡市消防団協力事業所等）を評価し、加減点するためのもの。

2 評価項目及び評価方法

(1) 工事の完成検査成績評定

- ・契約検査課で行なった工事の完成検査成績の年度平均点をもとに加点または減点。

下記の採点基準表のとおり

工 事 成 績 評 定 点	評 価 点
75点以上	+30
70点以上75点未満	+20
65点以上70点未満	+10
60点以上65点未満	-10
55点以上60点未満	-20
55点未満	-30

(2) 優良工事施工業者表彰

- ・表彰1件につき +10点

(3) 指名停止

- ・藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領に基づき、一定期間の指名停止を受けた者。

- ① 4ヶ月以上の指名停止 -40点
- ② 1ヶ月以上4ヶ月未満の指名停止 -20点
- ③ 1週間以上1ヶ月未満の指名停止 -5点

(4) 障害者の雇用

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者の雇用状況

法定義務建設業者

- ① 常時雇用する障害者数 > (常時雇用する労働者数 - 除外率相当数) × 2.5% の場合 +10点
- ② 常時雇用する障害者数 < (常時雇用する労働者数 - 除外率相当数) × 2.5% の場合 -10点
- ③ 常時雇用する障害者数 = (常時雇用する労働者数 - 除外率相当数) × 2.5% (小数点以下切り捨て) の場合、加減点なし

非法定義務建設業者

- ④ 障害者を1名以上常時雇用している場合 +10点

(5) 緊急時の応援

- ・降雪時の除雪作業につき「道路除雪作業委託契約」または緊急漏水の「漏水修理待機業務委託契約」を締結している業者

- ・いずれかの契約を締結している業者 +30点

(6) 災害時の応援協定

- ・藤岡市と災害時における応援に関する協定を締結している組合等に加入をしている業者

- ・いずれかに加入をしている業者 +10点

(7) 藤岡市内に本店を有する業者優先

- ・市内に本店がある業者に+20点

(8) 藤岡市消防団協力事業所

- ・藤岡市消防団協力事業所に認定されている業者 +10点

(9) 労働災害防止への取り組み

・建設業労働災害防止協会に加入し、安全対策に関する講習会に参加している業者 +3点

3 審査対象期間及び審査基準日

- (1) 工事の完成検査成績評定、優良工事施工業者表彰の審査対象期間は、入札参加資格審査を行なう年の前年度及び前々年度の2年間とする。(格付け運用開始の2年前、3年前の実績)
- (2) 指名停止の審査対象期間は、入札参加資格審査を行なう年度及び前年度の2年間とする。(格付け運用開始の前年、2年前の実績)
- (3) 障害者の雇用状況の審査基準日は、入札資格審査を行なう年の前年の6月1日時点とする。
- (4) 緊急時の応援の審査基準日は、入札参加資格審査を行なう年の1月1日時点とする。
- (5) 災害時の応援協定の審査基準日は、入札参加資格審査を行なう年の1月1日時点とする。
- (6) 藤岡市消防団協力事業所の審査基準日は、入札参加資格申請時点とする。
- (7) 労働災害防止への取り組みの審査基準日は、入札参加資格申請時点とする。

4 対象業者

対象業者は、藤岡市内に本店を有する業者に限定する。

5 対象業種

対象業種は、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「電気工事」、「管工事」、「舗装工事」、「水道施設工事」、「解体工事」の8業種とする。

6 主観数値

主観数値は、「2評価項目」の9項目の和とする。

附 則

この基準は、平成18年3月20日から運用する。

附 則

この基準は、平成20年3月20日から運用する。

附 則

この基準は、平成22年3月10日から運用する。

附 則

この基準は、平成24年2月20日から運用する。

附 則

この基準は、平成25年12月1日から運用し、平成26・27年度の競争入札に参加する者に必要な資格審査から適用する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から運用し、平成28・29年度の競争入札に参加する者に必要な資格審査から適用する。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から運用する。

附 則

この基準は、平成29年12月15日から運用し、平成30・31年度の競争入札に参加する者に必要な資格審査から適用する。

ただし、3(6)の規定については、平成30年4月2日以後の平成30・31年度の競争入札に参加する者に必要な資格審査における随時申請から適用する。

附 則

この基準は、令和2年3月11日から運用し、平成30・31年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格審査から適用する。

ただし、2(4)の①から③の規定については、令和2・3年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格審査から適用する。

附 則

この基準は、令和3年12月15日から運用し、令和4・5年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格審査から適用する。

附 則

この基準は、令和8年1月7日から運用し、令和8・9年度以後の競争入札に参加する者に必要な

資格審査から適用する。